

徳島県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年九月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
オブリージュ調剤薬局佐古店	徳島市佐古八番町三一―一四	株式会社徳島ベ―ス	令和七年七月二十一日
名手耳鼻咽喉科	同 新町橋二丁目一三	医療法人名手耳鼻咽喉科	同 三十一日
としま小児科	美馬市脇町字拝原一七七四―六	戸島 健治	同